

第140回千葉県森林審議会森林保全部会の開催結果（概要）

- 1 参加者委員
福永健司委員（部会長）、青山定敬委員、清宮敏子委員、尾張敏章委員、
武藤敏雄委員
- 2 議題
（1）審議事項
議案1「林地開発許可案件」について
- 3 審議結果
上記の議案1に係る第1号から第10号までの案件について審議がなされ、
すべての案件について森林法第10条の2第2項各号に照らして妥当な計画
であると判断された。

【主な意見】

○第1号案件 [(新規)(同)サニーサイドによる太陽光発電施設用地の造成]

委員：クロマツの生育が良いことの根拠は。また、樹下植栽でも生育するのか？マツ枯れ対策は？

事務局：近辺で生育が良好ということである。基本的にクロマツを植栽する造成森林部分については、そこまで樹木が生息しているという場所ではない。マツ枯れ対策については、どういった対策を施すか今後、指導・確認していく。

委員：無立木地ではなく、スギが残る場所もクロマツを植えるのか？

事務局：残置森林部分の倒木を撤去した後に植栽するのは、東金市の森林整備計画から選定するよう市から意見があり、クヌギとコナラである。

委員：近年、ナラ枯れが拡大しており、クヌギ、コナラは問題ないのか？

事務局：事業者と東金市と相談しながら植栽木を指導していきたい。

委員：どの場所にクヌギ、コナラを植栽するのか？

事務局：クヌギ・コナラを植栽する箇所は浸透池 A の周辺部分の残置森林部分である。

委員：発生残土処分量 11,890 m³の搬出先は？山砂として利用されるか？

事務局：残土処分場に搬出する計画である。

委員：南側にある東西方向に長い窪地は、施工後、太陽光発電設置区域内においてどのようになるのか？雨水排水上、問題ないのか？

事務局：区域内は、窪地を全て埋め立て、平坦とし、窪地が始まっている箇所（起点）から埋め立てる計画であり、流水をせき止める構造ではなく、雨水排水上問題はない。そのために、残置森林箇所を造成森林箇所としている。

委員：窪地を途中で埋めると左右に窪地が残るが、そのまま残すのか？

事務局：残置森林東側に伸びているものはそのまま残るが、浸透池の左側は平坦に造成するため残らない。

○第2号案件 [(新規)(同)ノーバル・ソーラーによる太陽光発電事業用地の造成]

委員：残置森林のスギ人工林は今後も間伐等の施業の必要性が見込まれるが、適切に実施される計画はあるのか？残置森林の管理に関して、市町村森林計画との関係はどうか？

事務局：「残置森林等の保全管理計画書」により管理者である事業者の責任において、開発行為の完了後においても市町村森林整備計画に即した施業を行うなど、残置森林の保全に努めることとなっている。

委員：計画期間について、期間が短いが履行可能か？

事務局：この期間内で工事は可能であると判断している旨、事業者から報告を受けている。必要に応じて事業者に対して開発期間を延長するよう指導する。

委員：太陽光パネル敷設区域の水は、どのような経路を通過して調節池に集水されるのか？どのエリアの水が調節池に流れて、どのエリアの水が残置森林にいくのか？

事務局：太陽光パネル敷設区域の雨水は基本的にはすべて調節池へ導く。太陽光パネル敷設区域の周辺を小堰堤で囲い雨水が区域外に出ないようにし、開渠の排水路の方向に雨水を集水し、調節池に向かって伸びている2本の管渠で調節池に流入する計画となっている。

委員：雨水が直接堰堤を超えて自然に調節池に流れ込むことは想定されていないということか？

事務局：計画では、雨水は全て流入管へ入って調節池に流れることになっているが、仮に昨今のゲリラ豪雨のように短時間で大雨が降った場合や、或いは、1本の流入管ダメになった場合でも、設置した小堰堤を超えて開発区域の雨水が全部調節池へ入っていくよう計画されている。最終的には、開発区域の雨水を調節池で受けるという形で防災が計画されている。

○第3号案件 [(新規) (株) ユニマツプレシヤスによる宿泊施設・レジャー施設の設置]

委員：残置森林を開発されないか懸念されるが管理をどうするのか？

事務局：「残置森林等の保全管理計画書」において、その部分は開発しないとされている。仮に開発する場合には、事業者は、残置森林率等の基準の範囲内で変更許可申請をすることとなる。

委員：残置森林の特にスギ人工林部分は、倒木が認められたり疎林化したりしてかなり荒廃しているように見えるが、残置森林等の保全管理の計画のとおり、今後整備・管理をしっかりと行うのか？

事務局：全筆、事業者が管理者であり、以下の保全管理計画にて整備・管理を行う予定である。

- ・下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所には、適切な保育作業を行う。
- ・補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽する。
- ・伐採等が必要となる場合は、林業事務所と調整を行う。

○第4号案件 [(新規) (同) 開発68号による太陽光発電施設の用地造成]

委員：何か施工した上で、スギ、クヌギ、ヤマモモを植栽するということか？

事務局：現地状況から法面を掘削・切土し、造成・整地した上で植栽する。

委員：切土をした後の土壌はどうするのか？植えても土壌がないと育たないがどのように考えているか？

事務局：切土については、現況の表土を一部残し、切土した後に戻して締固め、1メートル近くの有効土層厚を確保してきちんと根づくような計画となっている。

委員：太陽光パネルの接続区域から調節池の間の造成森林部分は、どのくらいの傾斜になるのか？

事務局：法面勾配で1割5分の傾斜で、約34度の傾斜で計画している。

委員：約34度の斜面にし、土壌を持ってきて締固めをするような箇所でスギ等は生育するのか？

事務局：結構な急傾斜でもスギは生育しているので選定したと、業者から聞いて

ている。

委員：普通の土壌であれば問題ないが、かなり切土して締固めると心配。問題が無いならよいが。

事務局：実際に施工し、生育が難しいようであれば、植栽樹種について再検討するよう事業者伝える。

委員：残置森林の補植樹種がスギ、クヌギ、ヤマモモと脈略がない気がするが、均等な混植ではなく、それぞれ植栽場所を異にするのか？

事務局：均等の混植でなく、それぞれ植栽場所は異なる。現植生にあわせてスギを植栽する箇所とクヌギ及び肥料木のヤマモモを植栽する箇所を分ける。

○第5号案件 [(変更) (同) 茂原ソーラーパークによる太陽光発電施設の設置]

委員：事業区域として追加された休耕田の埋め立て箇所は、開発区域に含まれているが何かに利用されるのか？利用されない場合、緑化等は必要ないのか？

事務局：当該箇所は事業完了後、再び農地として利用される。

委員：開発面積がきわめて広いため、残置森林の再整備など環境保全に力を注いでほしい。

事務局：施工中は現地調査や巡視委託等で残置森林や植栽箇所の状況を確認し、施工後に関しても「残置森林等の保全管理計画書」のとおり環境の保全に努めるよう事業者を指導する。

○第6号案件 [(変更) ポルシェファイナンシャルサービスジャパン(株)による工場・事業場の設置]

委員：残置森林の再整備や造成森林の植栽と管理など、環境保全に力を注ぐよう求める。

事務局：施工中は巡視等で残置森林や植栽箇所の状況を確認し、施工後に関しても「残置森林等の保全管理計画書」のとおり環境の保全に努めるよう事業者を指導する。

○第7号案件 [(変更) シンセイ電機(株)による太陽光発電施設の設置]

委員：計画の森林率が25.1%と、基準をクリアしているとはいえ造成森林で計画されている部分も多く、植栽後の管理をしっかりとすよう求める。また、荒れた残置森林も再整備を行って、質の向上にも力を注ぐよう求める。

事務局：残置森林の再整備及び造成森林の植栽後の管理が「残置森林等の保全管理計画書」のとおり行われるよう事業者を指導する。また、条例で提出を求めている林地開発工事施工状況(植栽関係)届の確認を行い、事業者を適切に指導する。

委員：調節池の必要容量18,113 m³に対し確保できる容量18,150 m³は、余裕がないと思うが。

事務局：調節池の設計容量は、30年確率で想定される雨量強度で計算され、必要容量を確保している。なお、調節池の堤体は、洪水吐きから流下させるに必要な水位から、余裕高0.6mを確保して設計されている。

○第8号案件 [(変更) 石津建材(株)による砂利採取]

委員：開発区域が今後拡大される計画はあるのか？

事務局：事業区域西側に位置する土地について、事業者から、地主の同意が得られれば開発を行いたい旨聞いている。

委員：令和5年から掘削完了区域の植栽が始まる計画であるが、県には植栽完了後だけではなく、植栽中の様子（苗木の品質、扱い、植栽方法など）も見ていただきたい。また、切土の直高が10mであるため、安全に注意して作業を行うよう求める。

○第9号案件 [(変更) (株)京葉エンタープライズによる残土埋立及びモータープール]

委員：拡大部分も含め、残置森林の整備をするよう求める。

事務局：残置森林の整備について、「残置森林等の保全管理計画書」のとおり行われるよう事業者を適切に指導する。

委員：モータープールの造成後の地表面の処理はどのようなのか？

事務局：現在は碎石を敷いてモータープール用地とすることを想定しているが、現地はかなり広いため、状況に応じて、アスファルトの舗装に計画を変更する。いずれにせよ、流出係数は裸地相当(0.85)とされている。

○第10号案件 [(変更) 共栄運輸(株)による砂利採取]

委員：砂利採取完了地への植栽にあたっては県の指導のもと、丁寧な施工を求める。

事務局：植栽前に、有効土層厚の確認やPH、透水性等の確認を行い、事業者を適切に指導する。

委員：森林現況において、未だ事業区域の南西に無立木地化している箇所があるが、その理由は？

事務局：活着しない原因は、砂利採取後の貧栄養な植生基盤が原因と考えられるため、事業者には土壌改良や施肥などの対策をとるよう指導する。

委員：断面図を見ると、切土高が長大法面になっている箇所があるが、切土勾配及び小段の設置位置及び幅として、安全上問題ないのか？

事務局：砂利採取地における切土の法面勾配の基準は、砂利採取法では「千葉県砂利採取計画認可基準」において「こう配45°以下とし、切土の垂直高さが15mを越えるときは、15mごとに幅2m以上の小段を設けること」とされ、「千葉県林地開発許可審査基準」では、「切土の高さが10mを超える場合には、高さ5mから10m毎に幅1.5m以上の小段を設置すること」とあり、本計画は法面勾配45°以下で、10m以内ごとに幅2m以上の小段を設ける計画である。また、現地確認の際、既許可地の長大法面となっている箇所で大きな崩れ等は見受けられず、安全上問題ないと判断している。

○その他(全体)

委員：開発行為の是非以外に残置森林(千葉県の里山)の荒廃が気になる。単に面積(面積率)を確保すればいいのか？質は問われないのか？地

権者は老齡化などでもう手が付けられないのか？さらには千葉県民はあの荒れた状態が普通である、自分とは関係ないと思い込んでいるのか？など、いろいろ考えてしまう。保全部会の審議案件ではないと思うが、昨年台風被害を持ち出すまでもなく、環境面や景観面の他に防災面から見て里山、特に人工林に関する県の対策・対応が至急必要と考える。